

平成 17 年度
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年各会計定例監査、平成16年度決算審査（出納長所属各会計及び公営企業各会計）、平成16年財政援助団体等監査、平成16年行政監査（特命随意契約について）、平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）、平成16年工事監査、平成16年各会計定例監査、平成15年度財政援助団体等監査、平成15年度行政監査、平成14年度決算審査（公営企業各会計）及び平成14年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成17年11月22日

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成17年各会計定例監査	3
平成16年度決算審査（出納長所属各会計）	23
平成16年度決算審査（公営企業各会計）	25
平成16年財政援助団体等監査	27
平成16年行政監査（特命随意契約について）	40
平成16年行政監査（都立図書館サービスについて）	42
平成16年工事監査	43
平成16年各会計定例監査	45
平成15年度財政援助団体等監査	48
平成15年度行政監査	49
平成14年度決算審査（公営企業各会計）	49
平成14年度行政監査	50

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は127件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る88件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっています。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	改善中 A-(B+C)
平成17年 各会計定例監査 (平成16年度執行分)	平成17.1.14 ～平成17.9.7	指 摘	78	—	53	25
		意見・要望	11	—	3	8
		計	89	—	56	33
平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成17.7.21 ～平成17.9.7	指 摘	18	—	9	9
		意見・要望	3	—	0	3
		計	21	—	9	12
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成17.6.3 ～平成17.9.7	指 摘	11	—	4	7
		意見・要望	—	—	—	—
		計	11	—	4	7
平成16年 財政援助団体等監査	平成16.9.7 ～平成17.3.23	指 摘	43	—	34	9
		意見・要望	3	—	2	1
		計	46	—	36	10
平成16年 行政監査 (特命随意契約について)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	21	14	5	2
		意見・要望	7	5	1	1
		計	28	19	6	3
平成16年 行政監査 (都立図書館サービスにつ いて)	平成16.9.27 ～平成17.2.2	指 摘	5	0	1	4
		意見・要望	6	0	1	5
		計	11	0	2	9
平成16年 工事監査	平成16.4.21 ～平成17.1.19	指 摘	29	26	3	0
		意見・要望	2	2	—	—
		計	31	28	3	0
平成16年 各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成16.1.19 ～平成16.9.8	指 摘	74	63	5	6
		意見・要望	4	1	2	1
		計	78	64	7	7
平成15年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成16.6.1 ～平成16.8.27	指 摘	4	4	—	—
		意見・要望	1	0	0	1
		計	5	4	0	1
平成15年度 財政援助団体等監査	平成15.6.20 ～平成16.5.12	指 摘	55	53	1	1
		意見・要望	5	4	0	1
		計	60	57	1	2
平成15年度 事務事業監査 (「調査研究委託」の実施状 況について)	平成15.10.6 ～平成16.2.10	指 摘	14	13	0	1
		意見・要望	6	6	—	—
		計	20	19	0	1
平成15年度 行政監査	平成15.10.7 ～平成16.2.10	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	8	5	1	2
		計	8	5	1	2
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10 ～平成15.9.9	指 摘	50	49	0	1
		意見・要望	5	5	—	—
		計	55	54	0	1
平成14年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成15.6.4 ～平成15.8.6	指 摘	3	3	—	—
		意見・要望	5	4	1	0
		計	8	7	1	0
平成14年度 行政監査	平成14.9.5 ～平成14.11.22	指 摘	—	—	—	—
		意見・要望	12	11	1	0
		計	12	11	1	0
合 計		指 摘	405	225	115	65
		意見・要望	78	43	12	23
		計	483	268	127	88

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	特命随意契約を見直して競争入札に改めた。 公有財産の異動に伴う通知漏れを改めた。	67件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	工事の施工に当たって、利害関係者との事前協議を適切に行うよう係内会議で職員に周知徹底した。	21件
	要綱、規則の改正や新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	補助要綱を改正し、敷金に係る事業終了時の取扱いについて、要綱に明記した。	20件
	その他	—	7件
小 計			115件
意 見 ・ 要 望	より効率的な方法などに改めたもの	設計条件等の変更により、経済性を考慮した一括での発注（改良工事と補修工事）を図った。	8件
	その他	—	4件
	小 計		
合 計			127件

第2 報告の内容

〔平成17年各会計定例監査〕

主 税 局

(1) 固定資産税・都市計画税の減免処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 豊島都税事務所は、A町会が、平成14年6月17日にB所有の南池袋の高架道路下の土地に新築した倉庫46.84㎡及びその敷地44㎡について、A町会の用具等の保管場所及び防災資機材置場に使用されているとして、条例第134条第1項第2号により、公益のために直接専用する固定資産として、固定資産税・都市計画税の減免を行っている。しかし、倉庫については、減免申請書の提出に基づき減免が行われているものの、敷地については、減免申請書の提出がなく、現地調査等による要件の確認だけで減免している。

(イ) 江戸川都税事務所は、江戸川区一之江にあるC所有の町会事務所及び倉庫について、固定資産税減免申請書を平成15年9月22日に提出させている。また、一之江のD所有の公衆浴場の増築部分を発見している。しかし、両方の建物とも評価が行われておらず、両税の課税・減免の手続も行われていない。

(ウ) 江戸川都税事務所は、平成14年9月17日に、江戸川区北葛西のE幼稚園の園長Fから、固定資産税・都市計画税の減免申請書の提出を受けている。

所では、土地及び家屋に対する減免処理は行ったものの、所内の連絡が不十分だったことから、Fの減免申請のうち、償却資産に関する調査、課税・減免の手続が行われていない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 本案件については、平成17年6月14日、土地所有者に対し「減免申請書」の提出を求め、同月21日に受領し、減免決定を行った。

(イ) 江戸川区一之江のC所有の町会事務所及び倉庫については、実地調査を実施後、家屋評価計算を行った。平成17年7月29日付けで家屋価格等修正決定の上、同年8月8日付けで全額減免決定の旨を納税義務者あて連絡した。

江戸川区一之江のD所有の公衆浴場の増築部分については、実地調査を実施後、家屋評価計算を行った。平成17年7月29日付けで家屋価格等修正決定、同年8月8日付けで減免決定後、同年9月9日付けで平成17年度9月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付した。

(ウ) 江戸川区北葛西のE幼稚園に係る償却資産について、現地調査を行い、減免資産の確認を行った。

その後、平成17年6月22日に納税義務者から償却資産申告書及び減免申請書の提出を受け、これに基づき評価計算を行った。同年7月29日付けで償却資産の価格等の決定及び固定資産税の減免の決定後、同年8月10日付けで平成17年度8月随時課税の賦課決定を行い、納税通知書を送付した。

(2) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 江戸川都税事務所は、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているGに対し、両事業を個人事業税の課税対象と認定し、課税標準額を算定している。

しかし、いわゆる青空駐車場について駐車場業として課税対象となるのは、10台以上駐車可能な場合であり、本件のような駐車可能台数が5台であるものは、課税対象外と認定すべきである。(個人事業税8,400円が課税超過)

(イ) 大田都税事務所は、不動産貸付業を営むHに対し、不動産貸付の他に駐車場貸付の事業で得た収入額48万円を合算して課税しているが、本件は駐車可能台数が2台であるため、個人事業税の課税対象外と認定すべきである。(個人事業税1万7,500円が課税超過)

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成16年度分の課税超過分について、平成17年6月6日に減額賦課決定を行い、同年6月22日に払出証書を発行し、同年6月27日に超過納付分を還付した。

(イ) 平成16年度の課税超過分について、平成17年6月20日に減額賦課決定を行い、同年7月6日に払出証書を発行し、同年7月14日に超過納付分を還付した。

(3) 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

高架道路下の土地については、その土地を道路以外の用途に供している場合は、固定資産税・都市計画税を課税することとしているが、江東都税事務所では、月極駐車場として使用されている高架道路下の土地に係る両税を、誤って非課税としている。

その結果、214万1,200円が課税漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月29日付けで土地価格等修正決定を行い、その旨を納税義務者に通知した。また、平成13年度から平成16年度までの固定資産税・都市計画税の課税については、平成17年8月10日付けで平成17年度8月随時課税の賦課決定を行い、納税義務者に納税通知

書を送付した。

(4) 財産調査を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都税を滞納している不動産業者が、加盟している社団法人に弁済業務保証金分担金を納付している場合には、これに対して差押えを行うことができる。

しかし、立川都税事務所では、不動産取得税39万7,900円を滞納している不動産業者Jに対する弁済業務保証金分担金の調査が遅れたため、他の債権者により当該弁済業務保証金分担金の全額（60万円）が差押えられてしまった。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月5日に開催した徴収部門全体課長会で、滞納整理の早期着手、財産調査の徹底及び滞納処分への早期移行など、効果的・効率的な滞納整理を実施するよう、改めて注意を喚起し、担当部門の職員への周知徹底を図った。

これを受け、各所納税・徴収課長は、全体課長会における指示事項について職員に対し周知した。

(5) 徴収部門と課税部門の連絡を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

地方税法第343条第2項によると、固定資産課税台帳に所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡していることが判明した場合は、「現に所有している者」を調査の上、所有者として課税台帳に登録するとしている。課税及び滞納処分を適切に処理するには、死亡の事実に基づき、徴収部門から課税部門に連絡し、賦課替を行わなければならない。

豊島都税事務所では、Lに係る平成16年度1期分の固定資産税・都市計画税1万4,900円等について、本人死亡、無財産という事由で、滞納処分の執行停止として処理しているが、Lは、平成8年0006月15日に死亡しており、所の滞納整理部門では、その事実を平成14年10月の時点で把握していたにもかかわらず、課税部門に賦課替の依頼をしていなかった。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月1日に滞納処分の執行停止の取消決議をするとともに、同日課税部門へ賦課替の依頼をした。課税部門では、法343条2項後段を適用し、平成17年9月12日に相続人へ賦課替し、納税通知書を送付した。

また、局では、事務処理の徹底を図るため、平成17年6月27日各都税事務所に文書を送付するとともに、同年9月5日徴収部門全体課長会を開催して、都税事務所徴収部門の課長に対し、課税部門との連絡を密に行うよう、改めて注意を喚起した。

生活文化局

(1) 補助金返還に係る事務手続を適正かつ速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

私学部は、私立学校14団体から補助金を一部返還する旨の通知文書をそれぞれ受け取った後、速やかに返還手続を取るべきところ、すべて一括して処理したため、遅滞している状況が見受けられた。また、東京都文書管理規則に基づく收受印の押印、文書総合管理システム等への必要事項の記録を行っていないため、通知文書を收受した日付が不明な状況となっている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成17年3月25日に部内の全体係長会を開催し、学校からの補助金返還に関する通知文書を受け取った際は、收受印を押印し、文書総合管理システム等に必要事項を記録するよう周知した。

また、同係長会において、補助金の返還に関する起案は、学校からの通知文書を受け取った後、できるだけ速やかに行うよう、職員への周知徹底を図った。

(2) 歳入の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

文化振興部は、平成16年度から新進・若手の演劇団体に対し、都施設の空きスペースを演劇の練習場所として低廉な費用と光熱費の実費負担のみで提供している。

しかし、演劇団体からの歳入の取扱いについてみたところ、平成16年4月23日に徴収した使用料の一部負担額を、同年6月11日に担当者が金融機関で納付するまで、部の金庫に保管したままであった。また、使用辞退を申し出てきた1団体に対し、歳入戻出の手続によることなく、保管していた現金から使用料の一部負担額を返金している。

イ 講じた措置の概要

監査結果を踏まえ、歳入の取扱いを適正に行うよう、文書により関係職員への周知徹底を図り、事務処理の改善に取り組んだ。

なお、当該事業は、平成17年度は都施設の空きスペースのうち事業実施に適するものがなく、事業を休止している。

(3) 有償刊行物の在庫管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

広報広聴部では、都の各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に需要の多いものを増刷して販売しており、毎月、棚卸しを実施して現物数を把握している。

しかし、この有償刊行物についてPOSシステム（有償刊行物の販売管理システム）で管理している在庫数と棚卸しによる現物数とを照合したところ、差異が生じていた。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月から棚卸しによって把握した現物数とPOSシステムを活用した管理在庫数とを照合し、適正な在庫管理を行うため、次のとおり努めている。

現物数のチェックを徹底するため、納品時の冊数確認を委託業者及び職員により二重で行い、確認後、速やかに入力し、管理在庫数の入力漏れをなくした。

また、毎月の棚卸しについては、委託業者に依頼し、複雑な図書の配置に習熟した社員が専属的に行っている。

さらに棚卸しと管理在庫数については、毎月照合を行い、実施結果を文書として残している。

都 市 整 備 局

(1) 印刷製本請負契約に係る契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都市づくり政策部は、東京都都市計画審議会の事前説明のため「都市計画審議会提案事項概要」及び「都市計画審議会事前説明会資料」を作成しており、年4回、合計8件の契約を締結している。しかし、「概要」と「資料」の契約年月日が近接しており、また、履行年月日が同一であるにもかかわらず、いずれの回も2件の契約に分けて、随意契約により行っている。

イ 講じた措置の概要

指摘結果を踏まえ、「概要」と「資料」を一括して契約することとした。

なお、第171回東京都都市計画審議会の事前説明会に係る資料の印刷については、契約を一件にして手続を進めている。

(2) 庁有車に装備する消火器の管理等を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務部は、庁有車を購入した際、装備品として消火器を備え付けているが、都市整備局の庁有車34台のうち、消火器の使用期限切れが13台、装備なしが10台、使用期限の不明が2台となっており、消火器を適切に装備しているのは9台に過ぎない状況となっている。

イ 講じた措置の概要

庁有車保有台数は、4台を廃車又は他局に所属換したため、30台となっている。消火器を装備していなかった庁有車のうち1台については、所で消火器を購入し、残り20台については、平成17年9月28日に購入契約を締結した。

(3) 廃棄物処理委託の契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩ニュータウン整備事務所は、庁舎内で日常発生する、一般廃棄物と産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、Bと委託契約を締結している。しかし、Bは、産業廃棄物となる混合不燃物（廃プラスチック類）の処分許可業者ではないのに処分まで含めて契約を行っている。

イ 講じた措置の概要

廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬の許可業者及び処分の許可業者との契約を行うことについて、平成17年9月6日及び7日に管理系の職員を集め、事務処理の徹底を図った。

なお、17年度契約については、収集・運搬及び処分について、それぞれ許可業者に委託を行っている。

環 境 局

(1) 英語版ホームページの作成を早期に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務部では、環境問題の解決に向けた端緒としてもらうため、冊子「東京の環境」を毎年発行し、併せて局ホームページに掲載している。また、外国人向けにその英語版も掲載している。

ところで、英語版は、日本語版の掲載とは別に英語への翻訳とホームページデータの作成を委託しているが、日本語版の掲載内容に比べて、1年遅れの内容で掲載されている。

イ 講じた措置の概要

英語版ホームページの作成については、一層効果的に活用していくため、平成17年度から日本語版ホームページの掲載後速やかに作成し、改善を図った。

具体的には、平成17年6月8日に委託先と翻訳及びホームページ作成の契約を締結、同8月30日に成果物が納品された。その後、職員がホームページ掲載の作業を行い、同年9月6日にホームページに掲載した。

(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都市地球環境部の郵便切手の受払状況について見たところ、委託業者に貸与していたアンケート調査督促用の郵便切手等の未使用分（37万9,770円分、80円：1,201枚、140円：1,481枚、50円はがき：1,527枚）を平成16年3月に委託業者から返納されたにもかかわらず、受入れ手続を行っていなかった。

イ 講じた措置の概要

本件で発見された郵券等については、平成17年5月9日付けで受払簿に記帳した。また、郵券と受払簿のチェックは毎月定期的に行っている。

福 祉 保 健 局

(1) 収納金の金融機関への払込みを速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）第29条によれば、窓口等で現金受領した収納金は、即日金融機関に払い込まなければならないとされている。しかし、老人医療センターで収納している患者の診療費自己負担分については、「東京都老人医療センター窓口収納金等の現金警備輸送業務委託」契約に基づき、収納日の翌々日に金融機関に払い込まれている。

イ 講じた措置の概要

現金警備輸送業務委託契約の仕様を変更し、平成17年9月1日より収納日の翌日（集金日）に金融機関に払い込むように改善した。

(2) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

保健政策部は、健康増進法に基づき、毎年度、国民健康・栄養調査を実施し、調査項目の一つとして血液検査を実施するため、Bと委託契約を締結している。

しかし、仕様書により、受託者は、委託業務に関する一切の情報を記録した媒体について、検査終了後全て消去し、その結果について、消去した情報項目（個人名、性別、血色素量等）、数量、消去方法等を明示した文書により都に報告しなければならないが、提出されていない。

イ 講じた措置の概要

個人情報の消去を明示した文書については、業者に再度提出を求め、平成17年7月5日付けで提出がなされた。

病 院 経 営 本 部

(1) 診療報酬の請求を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各病院における診療報酬の請求、返戻、査定減に係る事務処理を見たところ、次のとおり、是正・改善を要する事例が見受けられた。

- (ア) 駒込病院では、7件で7万3,777円の診療報酬を請求していない。
- (イ) 神経病院では、3件で91万6,500円の診療報酬を請求していない。
- (ウ) 八王子小児病院では、1件で634万8,460円の診療報酬を請求していない。
- (エ) 梅ヶ丘病院では、5件で9万3円の診療報酬を請求していない。
- (オ) 府中病院では、返戻されたレセプトの不備を補正しなかったため、14件で1,232万8,605円が長期間にわたり未請求になっている。
- (カ) 清瀬小児病院では、返戻されたレセプトの不備を補正しなかったため、1件で369万1,660円が長期間にわたり未請求になっている。
- (キ) 駒込病院では、再審査請求することが保険診療委員会で決定されている34件について、長期間にわたり再審査請求が遅れている。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 指摘後、未請求レセプトの洗い出しを行い、平成17年8月までに全件請求を終えた。
- (イ) 指摘を受けた分について、7月請求時に提出を終えた。
- (ウ) 指摘のあったレセプトについては、6月に症状詳記を添付して請求を行った。
- (エ) 診断書を作成し、平成17年9月10日に保険分請求及び公費分請求を行った。
- (オ) 平成17年6月10日に社保支払基金1件、国保連合会1件の再請求手続きを行った。
平成17年7月9日に労災7件、社保支払基金3件、国保連合会2件の再請求手続きを行った。
- (カ) 指摘の分について、平成17年7月8日に請求を行った。
- (キ) 指摘を受けた分の再審査請求処理は、平成17年8月までに全件完了した。
再審査請求処理 平成17年7月 16件
平成17年8月 17件
保険委員会に諮り、再審査処理を取りやめたもの 1件

(2) 紹介患者加算に係る事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各病院における紹介患者加算に係る事務について見たところ、次のような問題が見受けられた。

- (ア) 神経病院では、紹介患者加算6が適用され、紹介患者1人につき40点を加算することができるにもかかわらず、病院はこれまで紹介患者加算をまったく行っていない。
- (イ) 府中病院では平成16年9月から紹介患者加算3（加算点数250点）を適用していたが、紹介率が3か月連続（平成17年1月、2月、3月）で50%に満たないことから、平成16年4月1日付けで紹介患者加算4（加算点数150点）の施設基準変更の届出を行った。
しかし、平成17年3月分の紹介率は、その算定に誤りがあり、施設基準を変更する必要がなく紹介患者加算3を継続して適用できるものであった。このため、270万4,000

円（2,704人、270,400点）が収入不足となっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 定例監査終了後、5月20日に担当者全員の会議を開催し、他の医療機関からの紹介状持参患者については紹介患者加算6（40点）を算定するよう指導し、5月21日以降該当者から算定することに改めた。

(イ) 50%超の届出条件を3ヶ月間満たしたため、平成17年6月1日付けで紹介患者加算3の届出を行った。また、①今後の紹介患者加算データ抽出に当たり医事課からのデータ処理依頼文に抽出日付を明記する。②毎月の紹介率の実績を運営会議メンバーに報告し、進捗管理に努める。

(3) 委員会の設置の趣旨を踏まえ、適切に運営すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

病院における製品指定等委員会（医療器械等の選定及び仕様内容並びに製品指定などを行う委員会）、指名競争入札等業者選定委員会（厳正かつ公正に入札の参加者又は特定の相手方を選定するための委員会）の開催状況を見たところ、大塚病院では手術室・ICUモニタリングシステム（契約金額：1億6,574万7,750円）の買入れにあたり、製品指定等委員会（大塚病院においては「機器等整備委員会」と称している。）に付議すべきであるにもかかわらず、これを行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月12日に開催の運営会議において今後の機器等整備委員会の適正な運営の徹底を確認した。また、平成17年7月15日に開催した機器等整備委員会において、監査指摘を踏まえ対象となる機器等の買入れに当たっては、当委員会に付議の上、審議・検討することを確認した。

産 業 労 働 局

(1) 維持管理費等負担金の支払いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

労働相談情報センター亀戸事務所は、Aが所有する施設（Bビル）の7階に、平成12年7月から入居している。平成16年度の維持管理費等負担金（997万633円）を見たところ、請求内容に誤りがあったにもかかわらず、所において必要なチェックを行っていないため、Aに対して23万9,560円が過払いとなっている。

イ 講じた措置の概要

所維持管理費等負担金の過払分については、還付請求を行い、平成17年7月27日に納入された。また、請求内容について所として厳重な確認を行うとともに、Aに対しても、請求書作成段階での厳重なチェックを強く要望した。

(2) 特別出納員による審査を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

平成14年の会計事務規則改正により、局及び所に特別出納員が設置され、特別出納員は、所管に属する100万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査を行っている。

農業振興事務所では、東京都農業事務所建物管理委託契約（契約金額：753万3,750円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）をCと締結したが、受託者の履行不可能により契約が解除された。このため、契約違約金（49万1,156円）が発生し、所は、既完了部分の支払い代金（71万4,941円）との相殺を行ったが、契約違約金よりも支払うべき金額の方が多かったため、特別出納員の審査を経て差額（22万3,785円）を支出している。所では、相殺後の差額が100万円未満であるとの理由から、特別出納員が審査したが、契約金額が100万円以上となっていることから、出納長室で審査すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成17年5月10日及び同年9月22日に係長会を開催し適正な事務処理がなされるよう周知徹底を図り、契約案件の事務処理にあたっては、適正な処理がなされるよう、所内研修等の充実に努める。

また、特別出納員による審査に当たっては、「審査実務マニュアル」等により、適正な審査を行っていく。

(3) 保護具の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

生徒用の保護具（保護眼鏡、保護帽等）の管理状況を見たところ、高年齢者技術専門校は、平成8年4月以降、保護具台帳への必要な記録を行っておらず、また、平成14年度以前の保護具を購入した契約書類が存在しないため、保護具を備え付けた日や標準使用期間の経過年数が確認できない。

イ 講じた措置の概要

監査終了後、直ちに当校生徒に係わる保護具について、科ごとに保護具台帳を整備して、適正な記録管理を行っている。

(4) 毒物・劇物の管理について検討等を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

島しょ農林水産総合センター（旧水産試験場）は、試験研究用に毒物2種類、劇物22種類を管理している。これらの管理状況を見たところ、「農林水産部関係事業所における医薬用外毒劇物取扱要綱」第10条では、「万一取扱中に容器の破損等により、毒劇物が飛散、漏れ等により流出した場合は、直ちに関係者に連絡するとともに、化学物質安全性データシートに定める応急措置により被害の拡大を防止すること。」と規定し、連絡網を作成しているにもかかわらず、作成した連絡網が作業場所に掲示されていないなど、職員が直ちにわかるようになっていない。また、応急措置の方法についても十分に周知されていない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、直ちに薬品室内への連絡網の掲示と応急措置方法の周知徹底を図った。

その後、所内安全衛生委員会において、連絡網設置の目的及び意義の周知と応急措置の具体的方法について周知徹底を図った。また、今後、年4回行われる安全衛生委員会においても、「毒劇物の取扱い」について周知していくこととした。

中央卸売市場

(1) 公務災害に伴う休業補償金等の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

食肉市場における休業補償金等の入金に伴う給与の精算処理について見たところ、数百万円もの休業補償金等が、振り込まれてから長期間にわたって、精算手続を行うことなく公務災害関係事務取扱者の銀行口座に保管したままである。

イ 講じた措置の概要

未処理の休業補償金については、平成17年8月31日に精算手続を行った。

今後は、速やかに精算手続を行うために、職場内のチェック体制の見直しを行う。

チェック体制の見直しの方法としては、認定・振込・精算の公務災害関係事務の一連の流れが把握できる整理表を作成し、この整理表により、公務災害案件の進捗状況を組織として定期的に確認することで、処理の遅滞を防ぎ、適切な管理を行っていく。

建設局

(1) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係わる事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

水道、ガス等の道路占用工事に伴い道路を掘さくした場合は、東京都道路占用規則（昭和52年東京都規則第132号）等に基づき、占用者が復旧工事監督事務費を都に支払うこととなっている。しかし、次のとおり道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係わる事務に適正を欠く事例が見受けられた。

(ア) 第六建設事務所では、工事はしゅん功しているにもかかわらず、しゅん功届の提出がないものが数多く存在している。

(イ) 南多摩西部建設事務所では、工事のしゅん功届が提出されたにもかかわらず、歳入調定が大幅に遅延している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 監査日（平成17年2月18日）時点で未提出のしゅん功届については、各占用企業者に指導を行い、平成17年3月15日までに全件提出された。

占用企業者に対しては、工事しゅん功後速やかにしゅん功届を提出するよう引き続き指導するとともに、占用係職員に対しては、道路管理システムにより毎月「進捗管理状況表」を出力し、これを基に占用企業者の履行を確認するよう周知徹底した。

(イ) 復旧工事監督事務費の歳入調定については、あらためて速やかな歳入調定手続の徹底を図るとともに、平成17年度より調定状況を確認するため、毎月「監督事務費歳入状況進捗管理表」を作成し、調定事務の遅延防止を図った。

また、しゅん功届の提出に際しては、

①平成17年6月8日、企業者等に対して、しゅん功届の内容（図面、内訳書等）の精査を求めるとともに、個々に事前指導の徹底を図った。

②平成17年9月13日、しゅん功届提出後の訂正については、訂正すべき図面や内訳書等の速やかな再提出を行うよう、「道路上工事調整会議」の場において強く指導した。

(2) 消防用設備の保守管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

西部公園緑地事務所では、神代植物公園消防用設備定期点検保守委託契約（契約金額：13万2,300円、契約期間：平成16.4.1～同17.3.31）をDと締結し、定期点検を年2回行っている。このうち、平成16年8月30日に行われた定期点検の結果では、設備の不良が報告されており、その大部分が前回以前の点検から引き続き同じ報告を受けているものであったが、修繕等に向けた対応が行われていない。

イ 講じた措置の概要

消防用設備については、平成17年3月14日に消火器（2本）の薬剤の詰め替えを完了した。また、消火器操作図・持ち出し用送受話器・屋外消火栓用ホースについては、平成17年3月30日までに購入・交換を完了し、改善済みである。

今後は、消防用設備の適正な保守管理に努めていきたい。

(3) 動物台帳の整備を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立動物園における動物の管理は、建設局動物管理要綱（昭和47年9月11日47建総用発1058号）に基づき、動物台帳を備え、動物の増減を記載することにより行われている。

しかし、多摩動物公園における動物台帳の整備状況について見たところ、動物の増減があったにもかかわらず、動物台帳への記載漏れや誤記載が多数見受けられた。

イ 講じた措置の概要

動物台帳の記載漏れ及び誤記載については、すべて追記又は訂正を行った。

平成17年度以降は、建設局動物管理要綱の定めに従い適正な整備を行っている。

(4) 公園の占用許可を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩動物公園では、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例107号）第13条に基づき、財団法人東京動物園協会に対し、臨時売店や物品置き場などに使用するため、公園の一部の占用を許可し、占用料を徴している。

しかし、この占用許可状況について見たところ、自動販売機用冷凍機置場は一時的な占用として許可しているが、隣接する自動販売機設置場所は公園施設として設置許可（許可期間5年）されている。また、物品倉庫は、常設売店の倉庫として継続的に使用されているにもかかわらず、一時的な占用として許可している。

イ 講じた措置の概要

自動販売機用冷凍機置場については、隣接する自動販売機と一体として、平成17年4月1日から設置許可した。物品倉庫については、第4号売店の倉庫として継続的に使用が見込まれるので、同売店の使用許可面積に物品倉庫面積を含めることとし、平成17年6月1日付けで、許可事項の変更を行った。

港 湾 局

(1) 固定資産に係る修繕費の負担を求めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港管理事務所では、青海ふ頭受変電監視システム修繕を、Aと契約（契約金額：210万円、工期：平成16. 11. 29～平成17. 1. 31）を締結し行っている。

この受変電監視システムは、都と財団法人東京港埠頭公社の共有であり、その費用は持分割合（50対50）に基づき負担するとしているが、所は、公社に修繕費の負担を求めている。

イ 講じた措置の概要

修繕費の負担については、平成17年9月22日付17東港運第632号により当該案件に係る応分の費用負担の協議及び通知を行い、修繕費の請求を行ったところである。

東 京 消 防 庁

(1) 単価契約における発注件数等について、チェック体制の整備を図るべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務部では、住民税決定通知書等の帳票のデータ入力委託契約をAと単価契約により締結している（推定総金額：307万914円、契約期間：平成16. 4. 1～平成17. 3. 31）。

しかし、この委託契約について見たところ、①入力する帳票のデータ数を予定件数で発注しており、実際にAに渡した数量の確認を行っていない。②毎回の納品時に添付される伝票の件数と、これらをまとめて月末の請求時に提出される納品書の件数とが相違している。

イ 講じた措置の概

平成16年度までは、発注を予定件数で行っていたが、17年度からは、「指示書」により、実際の依頼件数で実施している。①発注の際は、実際の依頼件数を指示書により提示し、納品毎に、提示した指示件数と納品件数との照合を行っている。②毎月の支払の際は、月をまとめた納品書に、発注の際に提示した指示書を添付している。

これらにより、発注件数とひと月の納品件数の照合を重ねて行い、納品された件数と支払との確認を徹底するよう、チェック体制の整備を図った。

交 通 局

(1) 収入金の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

高速電車事業の運輸収益に係る現金の管理状況について見たところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。

(ア) 各駅では、自動券売機等の売上データと現金有り高を突合して、収入調定額を決定しているが、突合の結果、売上データと現金有り高とが相違している場合には、原因を調査の上、売上データを更正し、現金有り高を収入調定額としている。

各駅は、売上データを更正したときは、その金額、原因等を電車部に報告しているが、報告にあたって、電車部は報告内容を裏付ける証拠書類の添付等を各駅に義務付けていない。

(イ) 資産運用部は、収入金の預託業務について、金融機関と「東京都交通局保管銀行業務の取扱いに関する契約」を締結しており、調定金額（事業所が預託時に添付した預託票の金額）と預託現金とに相違があった場合は、調定金額を収入として計上し、預託現金との過不足金については、精算することとしている。

しかし、相違金額1駅1,000円未満については、過不足金の差引不足額を資産運用部で前渡金により補充しているが、資産運用部は、この補充を行ったものについて、電車部へ連絡していないため、電車部は事実関係を把握できず、その原因を調査・究明できない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 報告内容を裏付ける証拠書類については、訂正通知書で報告がある度に添付するよう、平成17年5月20日付事務連絡で所属長に通知し、徹底した。また、各駅の助役に対しても、報告に係る証拠書類の添付を指導し、助役会等で周知するように指導した。

(イ) 千円未満の過不足金が発生した場合の資産運用部から電車部への連絡については、週1回、収入金相違整理簿により行うこととした。

水 道 局

(1) 水道及び下水道料金の減額に係わる事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

めっき業の水道料金下水道料金減額申請に係る事務処理について、次のとおり適切でないものが見受けられた。

(ア) 板橋北営業所では、申請書が保管されていないものが10件ある。

(イ) 北営業所では申請書が保管されていないものが7件ある。

(ウ) 中野営業所では、当該減額の適用について意思決定されていないものが7件ある。

イ 講じた措置の概要

(ア) (イ) (ウ)

平成17年4月19日、営業所営業係職員を対象とした説明会を開催し、めっき業に係る減額適用について適切な処理を行うよう指導した。

さらに、平成17年5月17日付各営業所長あて文書により、監査指摘を十分踏まえ適切な処理を行うよう通知し、職員へ周知した。

なお、指摘案件すべてについて、平成17年5月19日(板橋北営業所、北営業所)、26日(中野営業所)に是正した。

(2) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩水道改革推進本部は、平成12年2月に、多摩ニュータウン水道事務所電気係仮設事務所(267㎡、軽量鉄骨プレハブ造、地上2階、建設費:約2,587万円)を建設しているが、一時的に使用する仮設物であるとして、固定資産の取得手続きを行っていない。

しかし当該仮設事務所は、当初4年間事務所として使用する予定であったものであり、かつ現在も事務所として使用しているものであることから、固定資産として取り扱うべきである。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月12日、本部内で管理職連絡会を開き、今回の監査結果を踏まえ注意喚起を行った。さらに、平成17年5月25日付け及び平成17年9月1日付けの文書によって、局内周知を行った。

なお、指摘案件については、平成17年3月31日付けで、固定資産台帳への登録を行った。

下 水 道 局

(1) 前渡金に係る事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 規程第75条第2項によれば、「資金の前渡を受けた者は、前渡金受払簿を備え、出納の都度、前渡金の整理をしなければならない。」とされているが、経理部で定めている当該受払簿の様式は、前渡金受入額、前渡金支払額及び前渡金残額のみを記帳するもので、保管している残額の内訳である現金、預金を区分する欄がない。

(イ) 小菅水再生センター及び中部建設事務所では、月ごとの所要額を予定して前渡金を用意する場合は、前月分の精算と同時に当月分の必要額を請求しているが、請求日当日に、その入

金予定金額を、前渡金受払簿に前渡金受入として記帳しているため、実際に前渡金が入金されるまでの間、受払簿に記帳された前渡金残高が、実際の残高と一致しないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成17年3月24日付けの通知文により、現行の前渡金受払簿の記帳方法を預金、現金の区分に整理する方式に改めるとともに、平成17年5月27日に開催した関係係長会で、適正な記帳方法について周知徹底を図った。

(イ) 該当所に対して、実際の残高と一致しない前渡金受払簿の残高を、訂正・記帳するよう指導した。

(2) 管渠維持補修工事において「迅速施工」等を選択した理由を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

施設管理部は、下水道施設を緊急に補修することを目的として、Aと「管渠維持補修工事（単価契約）」（推定総金額26億8,275万円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）を締結している。

この工事費について見ると、緊急施工（施工指示後72時間以内に着手すべきもの）及び迅速施工（施工指示後72時間を超えて着手するもの）は、通常の工事に比べ工事費が割高となっているにもかかわらず、各管理事務所で作成した施行通知書には、緊急に補修する必要があると判断した理由が記載されていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年5月12日及び19日付けの通知文により、管渠維持補修工事施行通知書の特記事項欄に「緊急施工」「迅速施工」別の施行理由を明記するよう、各管理事務所に対し文書を持って指導した。

(3) 収入事務のあり方を見直す必要のあるもの

ア 監査結果の内容（要約）

宅地造成等を行うもの（申請者）が、公共下水道のます及び取付管（公共ます）の設置を行う場合、申請者は、施工能力を有すると局が認定しているもの（施工者）に設置工事を請け負わせ、同時に、当該工事に関する局との協議や費用の支払いなどを施工者に委任している。

設置工事に伴い区道の掘削を行う場合は、区に対する道路掘削申請を局が行わなければならないため、局は、道路復旧費を区に支払った上で、施工者に対して同額を請求しているが、履行遅滞となっているもの（46件、425万2,527円）が認められた。

この未収金の請求の状況について見ると、局は、施工者には請求しているが、本来の債務者である申請者には、請求を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年3月25日付けの通知文により「公共ます設置事務要綱細則」別添様式の委任状を改正し、受任者が履行不能等となった場合は、申請者に費用の請求を行う旨を明記するとともに、各管理事務所に対して、対応を徹底するよう指示した。

教 育 庁

(1) 事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

大島南高等学校は、寄宿舎を利用する生徒から賄費を徴収しているが、平成14年度以前に発生した収入未済金のうち、①AからCについては、平成15年10月までは督促等を行っていたものの、その後、回収等の事務処理が行われていない。(46万4,031円)②平成15年3月に卒業したDについて、学校はDの在学中に回収手続を行わず、卒業後1年6か月以上経過してから督促を行っており、回収が図られていない。(9,156円)

イ 講じた措置の概要

賄費の未納に対する督促については、在校生を含む未納者の個人別管理簿を作成し、電話・文書等による督促経過を詳細に記録し督促を行った。

卒業又は転退学予定者については、卒業式（転退学）前日までに完納するよう指導するとともに、納入確約書を徴し計画的な納入を促す。

卒業から長期間経過した債務者については、督促が遅れた経過・理由を書面で明らかにし、文書送付後の電話での説得に当たり理解が得られるよう努めた。

さらに、累積未納防止のため、平成17年9月7日に舎監長及び担任を交えて、未納者対策会議を開催した。今後も毎月会議を開催し、教員と事務担当者との連携により、未納の解消に学校全体で取り組んでいくよう努める。

(2) 工事に当たり関係者と十分に調整すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学務部は、八王子北高等学校の学校用地の一部をEから借りていたが、Eがその用地において宅地開発を行うこととしたため、用地に敷設してある学校の下水道管を開発の支障とならない道路予定地に移設した上で、用地を返却することとなった。

しかし、部は、E等と十分な調整を行わずに設計図書を作成し、工事を施行したことから、移設した下水道管の一部が宅地予定地にかかってしまい、部は、再度、支障部分を道路予定地に移設する工事を行った。この結果、新設・撤去費用が不経済支出となっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年9月9日に施設係会を開催し、定例監査報告書における監査指摘事項を十分に踏まえ、敷地境界に絡む工事施工に当たっては、土地に関する利害関係者で締結する協定書等の内容を十分に熟知し、関係者との事前協議を適切に行うよう徹底するとともに、工事着手前には庁内の関係部署と再確認を行うことを係員に周知徹底した。

警 視 庁

(1) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務部は、東大和体育センター訓練グラウンドの芝生（一部）の張替えをAと契約締結している（契約金額：375万9,000円、契約年月日：平成16年5月7日、工期：平成16年6月4日）。

しかし、部は、工期の延長について、Aに口頭で指示したものの、書面による契約変更の手続を行っておらず、工期内の工事完了届を形式的に提出させていた。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月28日に課内会議を開催し、契約変更手続の適正化を図るとともに、担当者の事務分担と相互のチェック体制を全うするよう、指示を徹底した。

また、平成17年6月17日の本部会計責任者会議において、監査の結果を踏まえ、契約手続を適正に行うよう注意を喚起した。

平成17年9月8日には、監査講評を受けた結果について、課内会議を開催し、幹部によるチェック機能の徹底を図るよう指示した。

(2) 履行確認を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

総務部は、島しょ地域の繁忙期におけるパトロール強化及びイベント対応等に要する白バイ、パトカー等を管下の各警察署に配備するため、海上運搬契約（単価契約、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31、契約金額：112万8,792円（小笠原経路）、452万4,535円（伊豆七島経路））をB及びCとそれぞれ特命随意契約により締結している。

両契約における履行確認状況について見たところ、①受託業者は、警視庁の指定する日時及び場所に責任者を派遣しなければならない（運搬請負契約書第3条）としているが、派遣の状況を確認できる書類等が存在せず、履行状況が不明である。②受託業者の「車両送り状」（車両を船に積載する際に記入する書類）を履行確認の根拠としているが、積載日及び受託業者の受領印が無いものなどが添付されているなど、確認書類として不十分であるにもかかわらず、受託業者に支払いをしている。

イ 講じた措置の概要

履行確認を適切に行うために、平成17年6月2日付けで関係所属に対し事務連絡を発出し、車両の搬送日及び受領日の確認が明確にできる書類を徴することとし、適切な履行確認を徹底するよう職員に指導した。また、当該運搬請負契約書第3条については、上記による確実な履行確認を前提に不要と判断し、平成17年度下半期締結の契約から当該条項を削除した。

(3) 公有財産の記録管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通部は、交通の安全と円滑化を図るとともに、駐車秩序を確立することを目的として、必要やむを得ない一時停車を認めるため、工作物であるパーキング・メーターを設置し、これを公有財産として管理している。

しかし、公有財産台帳を見たところ、パーキング・メーター87台を取り壊したことにより、2,886万9,755円相当分を減少しなければならないが、誤って異なる価格を増加したために、平成16年度末残高が5,731万2,000円過大となっている。

イ 講じた措置の概要

公有財産台帳の現在価格については、平成17年8月22日財務局に訂正を依頼し、是正した。また、平成17年8月11日に関係職員による連絡会議を開催し、適正な公有財産台帳の記載、検算の徹底及び幹部による記載内容の点検確認の徹底を指示した。

収用委員会事務局

(1) 複写サービスに関する契約について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

収用委員会事務局は、複写サービスに関する契約をAと特命随意契約により締結している（単価による推定総金額：418万8,132円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）。この契約における単価の内訳を見ると、その単価が他局の複写機に比べ非常に割高となっている。

イ 講じた措置の概要

他局の専用機単価を参考に業者と協議を行い、17年度に関しては基本複写サービス料金を13万円から10万円に、超過複写サービス料金を4,20円から3,36円にするなど、減額した金額により契約を行った。

〔平成16年度決算審査（出納長所属各会計）〕

都 市 整 備 局

（1）公有財産について＜無体財産権＞

ア 監査結果の内容

著作権1件（賃貸住宅トラブル防止ガイドライン）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

環 境 局

（1）公有財産について＜特許権＞

ア 監査結果の内容

「ごみ焼却炉における排ガス循環装置」1件が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

福 祉 保 健 局

（1）公有財産について＜無体財産権＞

ア 監査結果の内容

商標権1件（「東京都食品衛生自主管理認証制度」認証マーク）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

（2）債権について＜貸付金＞

ア 監査結果の内容

貸付金2億5,763万5,256円（社会福祉事業振興資金貸付金2億5,511万円、女性福祉資金貸付金189万256円及び災害援護資金貸付金63万5,000円）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 債権について<貸与金>

ア 監査結果の内容

貸与金9,444万9,858円(介護福祉士修学資金貸与金)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

産 業 労 働 局

(1) 物品について

ア 監査結果の内容

物品4点(大田技術専門校のマシニングセンタほか3点)に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

登録漏れとなっていた、マシニングセンタほか3点の物品については、平成17年5月及び同6月に登録を行った。

今後、備品の登録処理については、規則等の規定に基づき、適正に処理していく。

港 湾 局

(1) 公有財産について<無体財産権>

ア 監査結果の内容

著作権1件(東京港便覧)に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、公有財産増減異動通知書を出納長に通知した。

(2) 物品について

ア 監査結果の内容

物品1点(朝潮ふ頭焼却炉)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成17年10月に、財務会計システムのデータファイルから削除した。

教 育 庁

(1) 物品について

ア 監査結果の内容

物品18点(電子計算機ほか)が登載漏れとなっており、物品25点(電話交換機ほか)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

物品18点(電子計算機ほか)の登載漏れ及び物品25点(電話交換機ほか)の過大計上については、該当所属において物品管理システムに入力処理した。

〔平成16年度決算審査(公営企業各会計)〕

病 院 経 営 本 部

(1) 器械及備品購入費及び工事費(資本的支出)で支出すべきもの

ア 監査結果の内容

- ① 墨東病院では CCD カメラシステムの修理として、修繕料(収益的支出、契約金額: 262万5,000円)で支出しているが、既存資産の修理を行わず、新しい CCD カメラシステムを取得していることから、器械及備品購入費(資本的支出)で支出すべきである。
- ② 墨東病院では超音波診断装置の修理として、修繕料(収益的支出、契約金額: 409万5,000円)で支出しているが、既存資産の修理を行わず、新しい超音波診断装置を取得していることから、器械及備品購入費(資本的支出)で支出すべきである。
- ③ 広尾病院では看板(幅800mm×高さ2000mm×厚さ80mm)を設置し、修繕料(収益的支出、契約金額: 73万5,000円)で支出しているが、当該看板は鉄筋コンクリート基礎を有する屋外の堅固な構築物であり、工事費(資本的支出)で支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた件について、下記のとおり修正の会計処理を行った。

- ①平成16年度執行分の過年度損益修正
- ②固定資産登録
- ③減価償却費の計上（平成17年度より償却開始）

(2) 除却手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容

- ① 荏原病院では磁気共鳴断層撮影装置（購入年月日：平成7. 12. 25、帳簿価額：5,415万2,000円）が老朽化したため処分をしたが、資産の除却処理をしていない。
- ② 荏原病院、神経病院及び清瀬小児病院（以下「各病院」という。）は、焼却炉を資産として計上している。しかし、「ダイオキシン類対策取組方針」（平成9年11月）に基づき、都が保有する小型焼却炉は原則使用中止となったため、各病院は平成9年10月以降全く使用しておらず、また、今後も使用する見込みがない状況であるにもかかわらず、除却手続を行っていない。

イ 講じた措置の概要

- ①、②いずれについても平成17年9月1日付けで除却処理の手続きを行った。

中央卸売市場

(1) 改良費（資本的支出）で支出すべきもの

ア 監査結果の内容

- ① 淀橋市場では、破損した裏門扉の修繕工事契約（契約金額：185万5,850円、修繕期間：16. 5. 17～6. 28）を締結し、修繕費（営業費用）で支出しているが、この修繕工事の内容は、破損した門扉を撤去し、新たに設置したものであり、改良費（資本的支出）で支出すべきである。
- ② 足立市場では、環境整備事業として市場内の荷捌場にフォークリフト専用の充電設備を設置するため、工事請負契約（契約金額：89万6,700円、工事期間：16. 9. 8～10. 8）を締結し、修繕費（営業費用）で支出しているが、これは、設備の新設であることから改良費（資本的支出）で支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

指摘に基づき平成17年9月7日に固定資産に計上し、同額を収益に計上する経理処理を行った。今後は、収益的支出と資本的支出の区分基準を定めた、「市場会計における収益的収支の区分基準（修繕費支弁基準）」により適正な会計処理を行う。

水 道 局

(1) 施設整備費（資本的支出）で支出すべきもの

ア 監査結果の内容

局は、墨田区墨田四丁目5番地先から同区墨田四丁目5番地先間の配水小管新設工事を施工し、設備補修費（収益的支出）で支出しているが、区道敷103.5mに布設した部分（施工工事費：1,100万6,452円）については、新たに布設したものであることから、施設整備費（資本的支出）として支出すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成17年7月4日に支所経理係長会において、今回の指摘を踏まえ、執行科目の適正化について周知徹底した。さらに、平成17年9月7日付けで局内関係部署に通知し、周知徹底を図った。

なお、指摘案件については、平成17年8月24日付けで固定資産計上を行い、適正に処理した。

〔平成16年財政援助団体等監査〕

生 活 文 化 局

（学校法人110団体）

(1) 中高併設校における職員の補助金算定に必要な中学校と高等学校への割り振りについて指導する指針を作成すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、私立学校経常費補助金の交付に当たって、要綱により学校割単価、学級割単価、生徒割単価及び教職員割単価を設定し、補助標準額を算定している。都内の私立中学校のほとんどは、高等学校との併設となっているが、教員については、担任等により中学校と高等学校の割り振りが行えるものの、事務職員及び現業職員については、組織規程からも、中学校と高等学校の割り振りを行っていないものが多い。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、中高併設校における職員の補助金算定に必要な中学校と高等学校への割り振りについて、平成17年度私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引きに注書きで明記した。

また、平成17年9月16日に開催した経常費補助金説明会で周知徹底を図った。

(2) 補助の条件である制度の周知を行うことを指導すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、経常費補助の特別補助として、授業料減免制度に対する補助を行っているが、学校法人Hの中学校の平成14年度及び平成15年度の「生徒募集要項」をみると、家計状況及び家計状況の急変を理由とする制度についての記載がなく、補助の条件である生徒及びその保護者等への周知が十分になされていない。

イ 講じた措置の概要

補助の条件である生徒及び保護者等への周知については、局の審査時に再度確認するよう係内で徹底するとともに、平成17年9月16日に開催した経常費補助金説明会で周知徹底を図るなど、改善に努めた。

(3) 授業料減免の手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学校法人関東国際学園の関東国際高等学校では、交通遺児等の授業料減免規程に定められた減免手続きをとらず、保護者に授業料全額を一旦納付させ、都から補助金（平成14年度、40万2,000円・平成15年度、20万4,000円）の交付を受けた後に、これを既納の授業料の減免額として保護者へ還付している。

イ 講じた措置の概要

交通遺児に係る授業料減免の手続を適正に行うよう指導した。

なお、指摘に係る授業料減免の手続きについては、平成16年度以降該当者はいない。

(4) 人件費の支出に当たり、支給根拠を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学校法人道塚学園では、法人給与規程で給与について、「給与の種類は本俸、諸手当（管理職手当、通勤手当）、期末手当とする。」としているが、園長及び主任を除いた教諭8名に対し、毎月一律1万円（1名のみ2万円）の規程に定めのない「手当」を支給している。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、給与規程（第2条）の改正を行い、給与の種類を本俸、諸手当（管理職手当、行事手当、通勤手当）、期末手当とし、支給の根拠を明確にした。

(5) 通勤手当を適正に支給すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

学校法人日本工業大学では、法人給与規程第15条によると、「通勤手当は、交通機関を利用して通勤する職員に月額で支給する。額は1カ月の通勤に要する運賃とする。」としているが、1年間一日も出勤していない日本工業大学附属東京工業高等学校の教諭に対して、通勤手当（平成15年度11万9,856円）を支給している。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る手当については、法人給与規程第15条に「日本工業大学附属中学校・附属東京工業高等学校・法人給与規程実施細則」（理事長決定）を付記し、通勤の実績のあった場合のみ支給できるとした。

(6) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 学校法人立正大学学園の立正高等学校・中学校は、生徒に制服として販売するために購入したソックス、ハイソックスを156万5,676円計上しているが、補助活動事業で販売する商品の仕入れに当たることから、勘定科目を消耗品費支出ではなく、補助活動仕入支出で計上すべきである。

(イ) 学校法人関東国際学園の関東国際高等学校の総勘定元帳を見たところ、平成13年度に交付決定（平成14年1月28日付）のあった東京都私立学校非常通報装置（学校110番）整備事業補助金26万2,500円を、平成13年度の収入として計上せず、平成14年度の収入として計上している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成16年度中に消耗品費支出として計上していたソックス、ハイソックス等、生徒に販売する商品の購入費用については、補助活動仕入支出に振り替えた。

また、平成17年度当初予算では上記の費用を補助活動仕入支出に計上し、以後この科目で処理している。

(イ) 監査の結果を踏まえ、平成16年度の補助金については、当該年度内に受け入れた。

(7) 補助対象教職員の審査を適正にすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、私立学校経常費補助金交付要綱第6の1の(1)エで、本務教職員の補助対象として現業職員は、学校に常時勤務し、学校等の用務に従事するものとし、校外施設の管理人は、補助対象外としている。しかしながら、学校法人和洋学園では、校外施設（伊東学寮）の管理人

を和洋九段女子中学校の本務職員として私立学校教育助成金調査表（B表）に記載し、補助金対象の教職員数に入れている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、局は、補助要件について、平成17年9月16日に開催した経常費補助金説明会で周知徹底するとともに、審査は、複数の職員でチェックした。

なお、学校法人は、補助対象となっていた職員が平成15年3月31日付けで退職となったことから、平成16年度からは、補助の対象から除外している。

（財団法人東京都歴史文化財団）

（8）特命随意契約により追加契約を行うことなく、適切な契約手続をすべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

財団では、音楽・演劇等の公演に際し、客に対する案内等を行うため、毎年度、「東京芸術劇場ホール案内等業務委託」契約を実施しているが、契約履行開始前の時点で、当該契約相手を特命して、別途、当該業務の追加・超過公演分の委託契約を締結している。しかし、両契約は、当初から一体として契約できるものを、あえて2つに分割している。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、都から財団に是正するよう指導を行った。財団では都の指導を受け、平成17年度の「東京芸術劇場ホール案内等業務委託」について、追加公演・超過公演分とを合わせ、1本の単価契約とすることとし、改善を行った。

（トーキョーワンダーサイトコミッティ）

（9）補助金の申請及び精算に係わる委員会の開催を適宜行うとともに、コミッティの委員会運営について適切な指導を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

トーキョーワンダーサイトコミッティでは、委員会を年1回しか開催していないことから、委員会での審議を経ずに補助金の申請や精算書の提出を行っている。また、生活文化局はこのことについて適切な指導を行っていない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、「トーキョーワンダーサイト」事業実行委員会の運営について適正に事業を執行するよう、部内連絡会の場において該当事業の主管課等に指導した。

なお、トーキョーワンダーサイト事業は、平成17年度から財団法人東京都歴史文化財団の一事業として、同財団の規定等に基づき事業が執行されることとなり、コミッティとしては解

散した。

(10) 補助事業に係る補助の条件を守り適切な手続を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、都民及び芸術家同士の交流を図る芸術活動支援事業を行うため、コミッティに補助金を支出しているが、補助の条件として、事業経費配分の変更、事業内容の変更などの際には、都の承認が必要とされているにもかかわらず、これらの手続が行われていない。また、平成15年度の「補助金交付申請書」に添付された事業計画書（年度当初に提出されたもの）には、事業別の予算額が記載されていないため、事業ごとの金額の変更経緯が不明となっている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、「トーキョーワンダーサイト」事業実行委員会の運営について適正な事業執行を行うよう、部内連絡会の場において該当事業の主管課等に指導した。

なお、トーキョーワンダーサイト事業は、平成17年度から財団法人東京都歴史文化財団の一事業として、同財団の規定等に基づき事業が執行されることとなり、コミッティとしては解散した。

都 市 整 備 局

(財団法人東京都新都市建設公社)

(1) 受託事業の執行報告に際し、適切な確認を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局が公社に委託した、建設発生土再利用センター運営管理事業の事業管理費の執行状況について見たところ、委託事業には全く必要とされない固定資産税が含まれている。

イ 講じた措置の概要

平成15年度決算については、建設発生土再利用センター運営管理事業に按分計上した固定資産税は修正対応できないことから、公社は、翌年度決算から改善するものとした。

平成16年度決算については、委託事業には全く必要とされない固定資産税を建設発生土再利用センター運営管理事業以外の事業に計上する処理を公社が行ったことを、局は確認した。

(2) まちづくり支援センターの事業の内容や実施方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、住民や関係市町村にまちづくりの支援を行うため、平成13年度に、まちづくり支援センターを本社社屋内（職員2名を配置）に設立し、各年度2,000万円以上の維持管理

経費を支出しているが、ビジュアルシステムによる映像資料の提供を始めとして事業実績については、全般に低調なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

センターの支援事業実績として平成17年度に西東京市から、ひばりが丘駅北口地区調査業務を受託するなど、具体的な成果を上げている。

また、各自治体のまちづくり担当を集めた研修会や住民説明会で積極的なビジュアルシステムによる映像資料の活用及び、多摩地区市町への公社が行う営業活動の説明手段として活用した。この結果、資料提供件数は平成15年度の11件から平成16年度は23件と増加した。

(東京臨海高速鉄道株式会社)

(3) 収入金の管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 調定金額を正確なものとするには、本社においても、駅における売上データの更正の現状について適切に把握し、指導を行える仕組みを作る必要があるが、駅は更正した金額・原因等を本社に報告しているものの、本社はこれを適切に把握せず、指導を行えない状況となっている。

(イ) 収入調定後、駅は現金と入金票を、現金の計数及び銀行への入金を委託している業者に引き渡しており、業者は、駅から受領した現金を計数し、入金票記載額と突合している。

しかし、現金が入金票記載額と相違した場合、本社は、現金処理業務受託者から7駅合計の相違金額の報告を受けるにとどまっており、駅別の相違金額を把握して発生原因の調査を駅に命じるなどの適切な管理を行っていない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 駅における売上データの更正の現状について適切に把握するために、平成17年4月から本社は「過不足金発生調査表」を毎月作成し、更正した原因の分析を行い、管理駅長に本社の見解を示している。

これに基づき、管理駅長が駅員に対する指導の強化と駅務機器操作の習熟訓練など適切な対策を実施することにより、正確な収入調定を行う体制を整備した。

(イ) 平成17年4月1日から毎日、本社は現金処理業務受託者から各駅別の相違金額報告書の提出を受けるようにした。

これに基づき本社は駅別の相違金額を把握し、管理駅長を通じて各駅に対して発生原因の調査をさせており、運賃収入における現金の適切な管理に努めている。

(4) 撮影料金の徴収方法を改めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は駅構内等での映画・テレビ等の撮影については有料で許可（平成14年度の撮影料収入：29件397万2,500円）しているが、相手方の倒産、所在不明のため、平成14年度実施分3件116万5,500円について徴収不能が生じている。

会社は、徴収が確実となるよう撮影料金の徴収方法を改められたい。

イ 講じた措置の概要

平成17年3月23日付決定の「撮影等での鉄道施設の使用について」において、使用料金の見積額が50万円を超える場合は前払いをするよう撮影申込者への案内文を改正し、平成17年4月1日から施行した。

(5) 売店営業料の適正性を担保すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は、各駅に売店を設け、売店の出店者は売店の売上の一定割合を営業料として会社に支払う契約となっているが、各売店の売上を確認できる手段を契約上定めておらず、営業料の金額が適正であることを確認できない状況となっている。

イ 講じた措置の概要

売店業者と平成17年4月1日付けで合意書を締結し、売上の確認資料の提出を求めることとした。

(6) 構内営業事業について

ア 監査結果の内容（要約）

東京臨海高速鉄道のりんかい線の駅は、飲食店や物販店などの生活利便施設を設置して収益を得られる状況になっていることから、より一層積極的に構内営業事業に取り組む必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月に各駅における有効活用可能な空間を抽出し、平成17年7月に駅別の専門店舗誘致計画を作成した。

この計画により、給排水設備の整備等にかかわる様々な問題点が明らかになった。これらの問題を解決しながら専門店舗の誘致に向けてより一層積極的に取り組んでいる。

福 祉 保 健 局

(社会福祉法人ふるさと福祉会、にじの会、東京アフターケア協会)

(1) 過大に交付された補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福祉保健局は、「東京都支援費制度移行民間施設運営補助金交付要綱」に基づき、知的障害者施設等に対し、施設を運営するための補助金を交付しているが、補助金の交付状況について見たところ、各社会福祉法人の算定額に誤りがあった。

(ア) 局は、補助金交付にかかる関係書類を適切に審査されたい。

(イ) 社会福祉法人ふるさと福祉会は、平成15年度において、知的障害者入所更生施設東京多摩学園の運営経費として補助金の交付(6,936万5,000円)を受けているが、事業実績報告書に誤りがあったため、補助金が221万3,000円過大に交付されている。

(ウ) 社会福祉法人にじの会は、平成15年度において、知的障害者入所更生施設大沢にじの里の運営経費として補助金の交付(6,257万6,000円)を受けているが、事業実績報告書に誤りがあったため、補助金が2万7,000円過大に交付されている。

(エ) 社会福祉法人東京アフターケア協会は、平成15年度において、身体障害者通所授産施設汽車の家作業所の運営経費として補助金の交付(819万2,000円)を受けているが、事業実績報告書に誤りがあったため、補助金が272万円過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成17年2月17日付16福保障施第681号により額の確定を行い、超過交付額の返還を命じた。該当法人は、平成17年4月5日までに、補助金を返還した。

局は、より精度の高い補助金審査を行うため、平成17年4月11、14日に、担当職員が社会福祉法人会計の研修を受講し、スキルアップを図った。

(イ) ふるさと福祉会は、平成17年3月11日付けで補助金を返還した。

(ウ) にじの会は、平成17年3月17日付けで補助金を返還した。

(エ) 東京アフターケア協会は、平成17年4月5日付けで補助金を返還した。

(財団法人東京都医学研究機構)

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

神経科学総合研究所では、非常用照明蓄電システムの修繕工事を行なっているが、本工事の内容は、システムの本体部分である蓄電池と整流器(充電装置)の全面的な交換であるため、固定資産の取得支出として処理し、正味財産増減計算書、貸借対照表に計上すべきである。

イ 講じた措置の概要

指摘後、速やかに、固定資産台帳に登録し、平成16年度決算において、正味財産増減計算書及び貸借対照表に計上した。

(財団法人城北労働・福祉センター)

(3) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、局との協議に基づき、平成15年度の補助金のうち、1,350万円を退職給与引当金及び退職給与引当預金に充当することとしている。この退職給与引当金等の会計処理について見たところ、①退職給与引当金が、正味財産増減計算書に計上されていない、②退職給与引当預金が正味財産増減計算書及び貸借対照表に計上されていない。

イ 講じた措置の概要

指摘を踏まえ、平成16年度決算において、退職給与引当金及び退職給与引当預金について、適正に会計処理を行った。

(社団法人東京都歯科医師会)

(4) 委託契約を適切に締結すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福祉保健局は、東京都立口腔保健センターの管理を社団法人東京都歯科医師会に委託しているが、センターの職員親睦会に対する補助などの福利厚生経費(平成14年度:106万7,874円、平成15年度:90万1,465円)を委託費に含めることなく積立金会計(運営委託に係る繰越金を管理している会計:平成15年度末残高1,028万3,227円)から支出している。

イ 講じた措置の概要

平成17年度より、福利厚生経費を委託費に含めて契約を締結した。

(5) 委託契約を適切に締結すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福祉保健局は、東京都立口腔保健センターの管理を社団法人東京都歯科医師会に委託している。法人は、委託経費の管理運営費の中から「本部経費」の支出を行っているが、①法人の本部役員が会議等でセンターに出勤した場合の「出勤報酬」として、一律に、1日当たり7,500円が支払われているが、その支出の根拠となる規程が定められていない。②委託契約書において、本部経費の積算内訳としては「都歯科医師会連絡調整費」と記載されているのみで、

本部経費の支出対象が不明確になっている。

イ 講じた措置の概要

①法人は、平成17年3月31日の理事会決定により「本会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」を定め、平成17年4月1日より施行している。

②局は、平成17年度の委託契約において、本部経費をセンター業務調整費に改め、予定価格を積算する際の内訳書において内容を本部役員出勤報酬等とし、支出対象を明確にした。

なお、平成16年度の支出については、委託実績報告受領に際し、本部経費差引簿等の関係書類を確認し、本部経費の支出対象の審査を適切に行った。

産 業 労 働 局

(財団法人東京都中小企業振興公社)

(1) 敷金に係る補助金の取扱いを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、局から補助金の交付を受け、3棟のビルの一部を借り上げ、新規創業者等に対して提供しているが、補助要綱に事業終了時の敷金の取扱いを明記しておらず、また、このうち平成15年度借上げに係る補助金については、公社の補助金清算書に敷金の金額の記載を求めているなど、敷金に係る補助金の取扱いが不適切な状況となっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月1日に補助要綱を改正し、当該敷金に係る事業終了時の取扱いについて要綱に明記するとともに、両事業の敷金金額が把握できる起案文書の保存期間の変更、常用指定を行った。また、平成8年度及び平成15年度分の借上げに係る敷金については、平成17年9月1日に補助事業者と覚書を取り交わした。

(2) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京都城東地域中小企業振興センターの管理運営を、平成14年4月から公社に委託している。センターの駐車場を見たところ、敷地の一部を隣接しているDの有料駐車場へ入る自動車の通路として利用させているが、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第29条の2に基づく使用許可を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成17年4月1日付16産労商創第956号により、葛飾区に対し、東京都公有財産規則

第29条の2に基づく使用許可を行った。

(3) 契約における競争性の確保を図るべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は局の補助金を受けて中小企業事業転換支援事業を行っており、その事業のために手引書の作成をしている。作成にあたり随意契約によるうとするときは、なるべく2者以上の見積書を徴さなければならない（財務規程（昭和58年公社規程第3号）71条）とされている。しかし、公社における印刷契約を見たところ、同様な印刷内容で、契約日、履行期限が同日あるいは翌日である契約を特段の理由もなく別々に締結しており、そのいずれもが単数見積により処理されている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成17年3月17日に開催した公社内の経理事務担当者会議で、契約事務全体について公社処務規定を遵守すること、印刷契約については原稿の準備等、進行管理を適切に行うことなど、競争性の確保に向けて、職員への周知徹底を図った。

（東京都森林組合）

(4) 補助対象事業費の提出を求めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、民有林における森林整備にかかる補助事業を、東京都森林整備補助事業実施要領（平成14年4月1日付14産労農林第470号）等により実施しているが、東京都森林組合に対するこの補助事業を見たところ、査定係数（事業別に政策的な重み付けを行い、加算・減算するもの）がかなり高率であり、的確に補助対象事業費を把握していない場合、補助対象事業費を超える補助金を交付する可能性がある。

イ 講じた措置の概要

局では、補助事業者である東京都森林組合に対して、平成16年度の森林整備補助事業に係る収支報告を提出させた。今後も、東京都森林組合に対しては補助対象事業費の報告を求め、補助事業の適正な執行に努めていく。

港 湾 局

(財団法人東京港埠頭公社)

(1) 現金管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、海上公園の利用料等の収納事務を都から受託しているが、各年度末の収納金の現金残高(平成14年度末1万7,900円、平成15年度末25万7,777円)について、収納を取り扱う各事業所の金銭出納簿には計上されているものの総勘定元帳及び貸借対照表(現金及び預り金)には計上しておらず、簿外の管理となっている。

イ 講じた措置の概要

指摘を十分に踏まえ、平成16年度より決算書に計上した。

(2) 源泉徴収所得税の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、平成15年2月特別昇給差額の所得税(62人分35万2,641円)及び同年3月賞与の所得税(275人分573万8,039円)を所定の期日までに納付しなかったことから、延滞税20万7,300円、不納付加算税30万4,000円、合計51万1,300円が発生している。

イ 講じた措置の概要

本案件発生以降は、源泉徴収所得税の取扱を適正に行うため、平成16年4月より毎月の源泉徴収所得税等の給与等により徴収しているものについては、預り金整理簿を作成し、それにより徴収日並びに納付日を整理し、課内において毎月確認を実施した。

また、平成16年10月20日に、監査指摘を十分に踏まえ、公社内において、内部監査を実施し適正な事務処理の確保に努めている。

(3) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局が公社と締結した契約書について見たところ、契約金額(委託料)を記載していないものがあるが、地方自治法の趣旨に則して契約内容を明確にした上で契約を締結すべきであることから、契約金額を記載していないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

概算払いの委託契約書に金額を明記していなかったが、平成17年度より、契約書中に契約金額の上限を明記し、契約手続を適正に行っている。

(4) ゴルフ関連事業から生ずる利益の取扱いについて、速やかに定めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、若洲海浜公園のゴルフ場にゴルフ練習場球貸機を設置し、ゴルフ関連事業として経理しており、生じた利益は都返納準備積立金として公社に留保されているが、この返納時期等の取扱いが公社と局との間で定められていない。

イ 講じた措置の概要

ゴルフ関連事業の利益剰余金については、局及び公社協議のうえ、平成17年7月22日付けにて、「サービスの向上を図るためゴルフ場の管理運営にかかる修繕費等に充当し、なお残額がある場合は都に納付する」旨の利用料金関連事業経理処理方針を定めた。

下 水 道 局

(東京都下水道サービス株式会社)

(1) 競争による契約に改めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は、有明処理場等の建物管理を、当初から毎年度、特命随意契約で委託しているが、当該委託については、特殊な建物管理業務はなく、また同様の委託については、都などでは競争入札で契約している。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の「有明水再生センター（処理場）等建物管理委託」については、監査指摘を踏まえ、業者選定を行い5者による競争入札を行った。

(2) 根拠書類等の作成及び保存に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は、局から事業用地の一部等を有償で借入れ（平成15年度まで使用許可、16年度以降5カ年の借入契約）、自主事業として、駐車場の経営を行っている。駐車場料金について確認したところ、駐車場設置時に近隣駐車場を調査した結果の書類など、駐車場料金設定に係る決定書類が一切なく、料金の設定が適切であるかの検証ができなかった。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月、各駐車場近隣の駐車料金の調査を行い、証拠書類として保存した。

〔平成16年行政監査（特命随意契約について）〕

主 税 局

（1）特命随意契約を見直し競争により契約を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

主税局は、平成15年度に、軽油引取税の関係様式（18種類）を、Vから特命随意契約により購入している（購入金額：1,038万7,190円）が、当該様式の取得単価は購入より印刷による方が経済的と見込まれることから、他の様式印刷物と同様に、競争による印刷契約とすべきである。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の契約発注分から、各様式の所要数量及び取得単価等を精査し、様式すべてについて印刷を行うことに改めた。

平成17年度既に発注した様式（16種類）については、平成17年6月27日付けで競争による契約を行った。

港 湾 局

（1）特命による随意契約の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

港湾局は、「港湾施設用地における港湾の機能性等を考慮した乗率等に関する取扱要綱」に基づき、埋立地ごとに選定した画地について、その価格を求め、用地の長期貸付の貸付料決定の基礎資料とするため、大井埠頭ほか2か所に係る価格調査の委託契約を、業者と特命随意契約により締結している。しかしながら、本件事業は、鑑定評価の資格を有し、一定の経験のあるものであれば業務を行うことが可能であると判断される。

イ 講じた措置の概要

平成17年度の大井埠頭ほか2か所に係る価格調査の委託契約については、担当部所に特命随意契約によらず、競争入札による契約をするように指導するとともに、職員に対しては、適正な事務処理の徹底を図った。

その結果、平成17年度の業務委託については、指名競争入札により受託業者を決定した。

東 京 消 防 庁

(1) 学力検査問題等の印刷に当たり競争性を採り入れるなど契約方法の見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京消防庁は、職員採用試験や内部昇任試験の試験問題の印刷契約をRと特命随意契約（契約金額計：458万5,251円）により締結しているが、本件のような契約において、機密の保持に最大限留意すべきことを認めたととしても、同様の厳しい条件下で、競争入札により受託業者を決定している局もあるため、業者の体制等について十分な調査を行うことにより、現在の受託業者以外の業者でも十分対応できると考えられる。

イ 講じた措置の概要

内部昇任試験問題の印刷については、平成17年1月21日に指名競争入札を実施し、受託業者を決定した。

また、職員採用試験問題の印刷については、特命随意契約によらず、競争見積による随意契約に変更し、改善を図った。

水 道 局

(1) 特命随意契約を見直し契約の競争性の確保に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、女性職員の健康管理の一環として、「婦人科健康診断の業務委託単価契約」をKと特命随意契約により締結している（推定総金額：447万9,300円）が、他局における同様な婦人科健診の契約状況を見ると、指名競争入札参加有資格者以外の業者からも選定し、少なくとも2者以上による見積競争で受託業者を決定するなど、競争性を考慮した契約を行っている。

イ 講じた措置の概要

婦人科健康診断の業務委託単価契約について見直しを行い、平成17年度の業務委託については、公募制指名競争入札により受託業者を決定した。

教 育 庁

(1) 学力検査問題等の印刷に当たり競争性を採り入れるなど契約方法の見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

教育庁は、①都立高等学校入学者選抜学力検査問題及び解答用紙の印刷契約をPと特命随意契約（第一次募集の契約金額：3,232万1,731円、第二次募集の契約金額：282万

6, 390円)により、②英語学力検査問題ほか10点の印刷契約をQと特命随意契約(契約金額:145万4,250円)により、それぞれ締結しているが、本件のような契約において、機密の保持に最大限留意すべきことを認めたとしても、同様の厳しい条件下で、競争入札により受託業者を決定している局もあるため、業者の体制等について十分な調査を行うことにより、現在の受託業者以外の業者でも十分対応できると考えられる。

イ 講じた措置の概要

学力検査問題の印刷については、契約方法の見直しについて、庁内関連部署と検討を行った。平成18年1月から実施する入学者選抜の学力検査問題の印刷については、特命随意契約によらず、競争見積による随意契約に変更し、改善を図った。

(2) 印刷物の作成契約を分割し競争による契約とすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教育庁は、「平成15年度退職準備講習会、退職準備セミナー、嘱託員退職時講習会及び退職準備ガイドブック作成」の委託をdと特命随意契約により締結している(契約金額:755万6,417円)が、本件契約の約65%(486万余円)に当たる資料・ガイドブック等の印刷物については、庁が編集しており、作成も再委託により行っていることから、dに特命して委託する合理的な理由は認められない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、本事業に係るすべての印刷物の作成については、平成17年度から、競争による契約により、受託業者を決定するよう改めた。

[平成16年行政監査(都立図書館サービスについて)]

教 育 庁

(1) 外国語図書目録のデジタル化を図り、インターネットで検索できるようにすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立図書館は、利用者の利便性向上のために、中央及び多摩図書館で所蔵している中国語等の外国語図書目録のデジタル化を図るとともに、インターネットで検索ができるようにされた。

イ 講じた措置の概要

外国語図書目録をインターネットで検索できるようにすることについては、平成17年5月

から新規受入図書のNACSIS-CAT登録を開始するとともに、6月から国立情報学研究所と都立図書館の共同事業による、既存の中国語図書9,000冊（予定）のデータ遡及入力を開始した。

引き続き、児童図書を中心にした多摩図書館所蔵の中国語及び韓国・朝鮮語図書約4,000冊のデータ遡及入力を実施する計画である。

その結果、現時点で約3,000冊、年度末には、約13,000冊がインターネットで検索できるようになる予定である。

(2) インターネットに接続可能な端末機を増設し、検索機能の拡充に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

都立図書館は、インターネットが重要な情報基盤となっている現状を踏まえ、今後インターネットに接続可能な端末機を増設し、検索機能の拡充に努められたい。

イ 講じた措置の概要

検索機能の拡充については、平成17年6月の電算システム機器更新時に、インターネットに接続可能な端末機として都立図書館全体で39台（危険又は有害なサイトのみ不可4台、特定のサイトのみ閲覧可能35台）を設置し、利用検索機能の拡充を図った。

[平成16年工事監査]

水 道 局

(1) 建設発生土処分地の選定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

江東給水所整備工事の建設発生土の処分先について見ると、砂質土は東京都建設発生土再利用センターと有明北地区を、またレキ質土は城南島受入基地を指定しているが、レキ質土については有明北地区でも受け入れており、本工事は昼間のみ施工であるので、より安価な受入料金で昼間のみ受け入れている同地区を処分先として選定することが可能である。

仮に、レキ質土を有明北地区に処分すれば、積算額約273万円が低減できる。

イ 講じた措置の概要

平成16年10月26日に局内の設計係長会を開催し、建設発生土の処分先については、処分量、処分条件やコスト等の十分な調査を行い、適切な処分先を選定するよう、周知徹底した。

また、平成17年3月3日付けの契約変更により、処分先を変更し、減額是正を行った。

さらに、同年4月、再発防止に向けて処分費経済比較表を作成するとともに、起工時に使用

するチェックリストに「残土処分先は適正に選定されているか」の項目を追加した。処分地選定に当たっては、これらを活用し、適切に行うこととした。

(2) 特命随意契約の適用を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

国分寺市南町三丁目4番～16番地先間配水本管（400mm）新設工事の特命随意契約理由について見ると、早期に完成させる必要があることから、現場状況等を熟知しているBと契約を行っているが、他に競争入札に付することができない特段の事情があったとは認められない。

イ 講じた措置の概要

平成17年1月25日に本部内の事務検討会を開催し、特命随意契約に当たっては、法令の適用を適正、慎重に行うよう徹底し、その旨を同年1月26日付けで局内各部に周知した。

また、局内において、16年度工事の特命随意契約案件全てについて自己点検を実施した。

今後、本件の指摘を踏まえ、特命随意契約の適用に当たっては、適切かつ慎重に対応していく。

教 育 庁

(1) 外壁補修工事の契約変更手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

体育館外壁補修工事の設計について見ると、足場を設置し、モルタル浮き箇所、樹脂注入及び爆裂箇所等を補修の上、仕上げを行うこととしているが、①足場が設計と異なっている、②樹脂注入による補修を行っていない、③爆裂箇所の補修を行っていないなど、設計と施工とに大きな差異が生じており、積算額約51万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年1月7日に学校内連絡会を開催し、設計や施工に当たり、複数によるチェック体制と現場確認を行うことを周知徹底した。また、全都立学校に配布している「工事マニュアル」に、施工管理や設計変更の手続について追加補正を行った。

さらに、各都立学校担当者に対し、平成17年5月23、24日及び同年6月17日に、この資料に基づき、設計と施工及び変更に係わる問題点の研修を行い再発防止の指導を図った。

〔平成16年各会計定例監査〕

主 税 局

(1) 路線調査図の作成に当たり契約方法の見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

千代田都税事務所ほか10都税事務所（以下「各所」という）は、3年毎に行う固定資産（土地）の評価替えのために活用する「路線調査図」を、各所ごとに随意契約で作成している。

この「路線調査図」は、各所とも同一の仕様で作成されており、納期もほぼ同一なものであるにもかかわらず、作成単価について見ると、所によって大きな格差があることが確認された。

イ 講じた措置の概要

路線調査図の契約は各都税事務所で行う予定であるが、事前に本庁から各所へ契約に必要な情報（仕様、前回最安価の業者名とその単価等）を周知する等、経費の縮減に取り組んでいく。

生 活 文 化 局

(1) 育英資金返還金の滞納額の減少及び発生を抑止に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

私学部は、都内に在住する者で、都内に所在する高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、昭和29年度より育英資金貸付事業を行っているが、返還金の滞納額等は平成15年度末では7億円を超える状況となっている。

また、滞納分に係る違約金の取扱いを見たところ、これまで違約金（遅滞した額に年14.6%を乗じて得た額）の徴収は行っていないことが認められた。

育英資金の返還金は、貸付事業を継続していく上で、実質的に新たな奨学金貸付の原資であると位置づけられるものであり、借受者間における公平性を確保するとともに返還意識を一層高め、滞納発生を抑止を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

滞納額の減少については、債権回収会社を活用した債権回収の取組の拡大・強化に着手した。

違約金の徴収については、平成17年度に条例及び規則を改正し、奨学生新規採用者から原則として違約金を徴収する仕組みに変更した。

都 市 整 備 局

(1) 収入未済金の処理を適切かつ速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

住宅経営部は、下水道が完備されていない併存店舗、浴場、保育所などの住宅外施設について、当該施設を利用する者に対し、汚水処理施設の維持及び汚水処理に要する経費を共益費として徴収している。この共益費の収入未済状況について見たところ、172件、503万7,660円については、過去の経過のわかる原議や滞納者の住所及び督促等の交渉状況が記録されている台帳などが紛失し、いつの時点から収入未済額の回収及び整理等の処理を放置しているか全くわからない状況である。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、172件、503万7,660円については、財務局との協議の結果、平成16年度決算において不納欠損処理を行った。

病 院 経 営 本 部

(1) 医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致を是正すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各病院では、個人負担分などの個人未収金を医事会計システム（注1）で個人別に管理（医事課）しており、その情報は財務会計システム（注2）の担当者に送付され、担当者が当該情報の入力を行い、財務会計システムによる会計情報を作成している。

この個人未収金（入院収益、外来収益、診断書諸証明及び特別入院室料）の平成15年度末残高について見たところ、一部の病院を除いて、財務会計システム上の数値と医事会計システム上の数値に相違が生じている。

注1) 「医事会計システム」は、入力された診療情報等をもとに、請求書の発行、レセプトの出力を行い、医療請求事務を効率的に行うシステムである。

注2) 「財務会計システム」は、病院全ての収入及び支出を管理し、経理状況を把握するためのシステムである。

イ 講じた措置の概要

- ①月次報告を求めることにより、乖離幅が小さい段階での対応が可能となり、前年度より改善している。今後も引き続き、早い段階で対応し、乖離幅が小さくなるよう指導していく。
- ②未収金管理支援システムについては、平成17年8月現在、8病院に導入し、運用を開始している。この8病院については、同システムを活用し、適正な処理に引き続き努めている。

く。

交 通 局

(1) 料金箱収入を適切に調定すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 精算装置計数データ（硬貨）と現金有り高とを照合したところ、全体の3.6%の日で相違することが認められた。自動車営業所は、相違が発生したときは、その原因を特定し、調定金額が適正であることを確認しているとしているが、全ての相違について、原因を明らかにする文書（故障修理を行った場合にはその修理報告書等）を確認できない。

(イ) 自動車部は、料金機に投入できなかった乗車料金等は、その金額、投入できなかった原因等を「金種別表」に記載するとともに、個人別追加収入として個別に計上することとしているが、早稲田自動車営業所、北自動車営業所、葛西自動車営業所では、個人別追加収入の金額や発生原因等を記載すべき「金種別表」を作成していない。

また、実地監査の対象となった他の全ての自動車営業所において「金種別表」の記事を確認したところ、料金機故障のため発生と記載している場合に料金機等を修繕した記録と照合できない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成16年6月9日の所長会において、データと現金有り高の間に相違が生じた場合の対処方法を指導した。

また、平成17年3月に「一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領」（平成17年4月1日施行）を作成し、この取扱いの徹底を図った。

(イ) 早稲田、北、江戸川の各営業所には、監査終了後、「料金機の十円玉排出ボタン機能の停止に伴う措置について」による取扱いの周知徹底を指導するとともに、平成16年6月9日の所長会において、全営業所へこの取扱いの再徹底と、記事の内容を証するため、追加収入の内容を諸帳簿等に記録するよう指導した。

また、平成17年3月に「一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領」（平成17年4月1日施行）を作成し、この取扱いの徹底を図った。

下 水 道 局

(1) 経済性を考慮して工事を発注するよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

流域下水道本部は、各処理場で発生する汚泥を焼却しており、汚泥焼却設備について、改良工事及び補修工事を実施している。

本部は、資本的支出である改良工事と収益的支出である補修工事を、明確に区分して経理する必要があるためとして、改良工事と補修工事を別個の契約で実施しているが、工事内容等を見ると、同じ処理場内における汚泥焼却設備についての改良工事と補修工事であり、また、工期が重なる部分もあることから、同一の契約で実施し、設計金額を低減することが可能である。

イ 講じた措置の概要

経済性を考慮した工事の発注について、改良工事と補修工事を一括発注する場合の設計条件等の変更を行った。

意見要望で示された汚泥焼却設備について、工期が重なる改良工事と補修工事を、平成17年9月26日付けで同一契約により実施した。

[平成15年度財政援助団体等監査]

産 業 労 働 局

(財団法人東京都中小企業振興公社)

(1) 委託料の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、東京都地域中小企業振興センターの管理運営業務（平成14年度契約金額9億8,755万5,000円）、東京都立産業貿易センターの管理運営等及び建物維持管理（平成14年度契約金額7億8,543万6,000円）等を公社に委託しているが、公社の平成14年度の委託料の執行状況を見たところ、委託料の受額に対し執行額が少なく、各月の執行残額が多額となっている。

イ 講じた措置の概要

平成17年度については、過去2か年の平均執行額に基づき、四半期ごとの執行計画を作成し、第1四半期で過大な執行残額が発生しないよう改善を図った。

[平成15年度行政監査]

港 湾 局

(1) 放置船舶対策について

ア 監査結果の内容（要約）

工事作業船暫定係留水域における占有許可水域を増加することによって、港湾区域に放置された工事作業船を当該水域に誘導することが可能となることから、旧貯木場出入口部の拡幅を行い、占有許可水域の増加を図るなど、放置船舶の解消に努める必要がある。

イ 講じた措置の概要

旧貯木場出入口部の拡幅については、平成17年3月に第1面及び第2面西側出入口幅を20mから40mに拡幅し、工事用作業船の誘導を容易にした。

また、是正指導の結果、監査時点（15年10月）から17年9月まで新たに25,200㎡（51%増）の占有許可水域の増加を図るなど、放置船舶の解消に努めている。

[平成14年度決算審査（公営企業各会計）]

病 院 経 営 本 部

(1) 職務住宅の管理運営について

ア 監査結果の内容（要約）

病院経営本部では、①災害等の非常時・緊急時の業務に従事する職員の確保対策、②慢性的な採用困難職種である看護職員の採用・確保対策の一環として、看護職員等用職務住宅を設置している。

しかしながら、職務住宅の入居状況についてみると、30%程度の高い空き室率が続いている。また、各都立病院で作成した災害時等の医療救護活動マニュアルをみると、12病院中7病院で、職務住宅入居者の役割が明記されていないほか、2病院を除いて、夜間における非常事態発生を想定した訓練を実施していないなど、設置目的に沿って職務住宅が機能していない状況が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

①看護職員等用住宅について、医師単身用住宅として共同利用を促進し、空き室率の低減に努めた。空き室率は25.7%まで改善している。

（医師の利用：16年12月65人→17年7月108人）

- ②各病院の災害時等のマニュアルに職務住宅入居者の役割を明記した。
- ③職務住宅入居者も参加した防災訓練等を各病院で実施した。

[平成14年度行政監査]

教 育 庁

(1) 都立学校校外教育施設（大島セミナーハウス）の運営について

ア 監査結果の内容（要約）

庁は、校外教育施設として都立高校等の利用率が低く、条例の設置目的に見合った施設利用が果たされていない状況、利用者拡大に向けての社会教育団体等への開放後の利用状況、並びに、利用者拡大に向けた経営努力が効果として得られていない状況など、大島セミナーハウスの現在の運営状況を踏まえ、今後のあり方について、総合的な見地から検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

大島セミナーハウスの運営については、設置目的から現在の運営状況を踏まえた上、様々な方策を検討し、関係機関との調整を進めてきた。

これらの検討結果等を踏まえ、東京都教育委員会は、平成17年9月8日、大島セミナーハウスを18年度末をもって廃止し、廃止後の施設の一部を学科改編後の大島南高等学校の新しい寄宿舎として活用し、一部を大島町へ移管する内容の実施方針を策定した。

今後、この実施方針に基づき関係機関と調整を進めていく。

平成17年度
登録第8号

平成17年度 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）

平成17年11月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03（5321）1111（代）
都庁内線55-531
03（5320）7017（直通）
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 株式会社
電 話

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。